

# 群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP版議事録

(整理番号0816)

第1回特定最低賃金専門部会（鉄鋼）

令和4年10月6日 非公開

開催日時	令和4年10月6日	10時41分～11時35分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	<ol style="list-style-type: none"><li>1 特定最低賃金専門部会の運営について</li><li>2 特定最低賃金改正決定の諮問について</li><li>3 最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について</li><li>4 審議日程について</li><li>5 特定最低賃金額の審議について</li></ol>		

議事録・議事要旨	議事録
----------	-----

事務局	<p>皆様お揃いのようなので、定刻より4分前の10時41分ですが、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>本日ご出席の委員は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計9名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。</p> <p>大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますよう、お願いいたします。</p>
事務局	それではただいまから、第1回鉄鋼製造業最低賃金専門部会を

	<p>開催いたします。</p> <p>第1回目の会議でございますので、部会長、部会長代理が選出されるまでの間は、事務局において司会進行を務めさせていただきます。</p> <p>私賃金室長の木村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>最初に、本専門部会の開催にあたりまして、福永労働基準部長からご挨拶申し上げます。</p>
基準部長	<p>労働基準部長の福永でございます。</p> <p>令和4年度の、第1回目の鉄鋼製造業特定最低賃金専門部会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>この度は、特定最低賃金専門部会委員をお引き受けいただきまして、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>また、本日は御多用のところご出席を賜りまして、ありがとうございます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、日頃から、それぞれのお立場から、最低賃金行政をはじめとして、労働行政全般の円滑な運営に多大なご理解とご協力を賜っておりますこと、この場をお借りして、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>さて、今年度の群馬県の地域別最低賃金の改定につきましては、最低賃金審議会委員の皆様にご苦労をいただきました結果、865円から30円引き上げて、895円とする改正決定を行い、10月8日に発効することとなります。</p> <p>地域別最低賃金は、すべての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットであり、行政機関に決定を義務付けているものでございますが、特定最低賃金は企業内の賃金水準を設定する際の、労使の取組を補完するものであり、関係労使のイニシアティブによって設定されるものと整理されているところでございます。</p> <p>この特定最低賃金につきまして、8月12日の最低賃金審議会において、改正決定の諮問をさせていただき、ご審議をお願いいたしましたことから、本日の専門部会が開催されることとなったところでございます。</p> <p>委員の皆様には、大変ご苦労をおかけすることになりますが、特定最低賃金の趣旨をお汲みいただき、ご審議を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。</p> <p>どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
事務局	続きまして、専門部会の委員の皆様のご紹介に移らさせていただ

きます。

大変恐縮ではございますが、これから先は着座にて失礼させていただきます。

お手元の資料1をご覧いただきたいと思います。

特定最低賃金専門部会委員全員の皆様の名簿となっております。50音順に表記させていただいております。

労働者代表委員及び使用者代表委員につきましては、特定最低賃金専門部会委員の候補者の推薦に関する公示を行いましたところ、労働者及び使用者の各関係団体から委員の候補者の推薦をいただきました。選考の結果、名簿記載の皆様に労働局長から委嘱発令をさせていただいております。

公益代表委員におかれましては、労働局長から委嘱発令をさせていただいております。

ご就任をいただきました皆様の委嘱状につきましては、労働局長から直接お渡しすべきところでございますが、会議時間の関係もございますので、先に郵送させていただいております。失礼とは存じますが、ご容赦いただきますようお願ひいたします。

次のお手元の資料2、インデックスの鉄鋼をご覧いただきたいと思います。

こちらの委員名簿の順に従いまして、本日ご出席いただいている皆様をご紹介させていただきたいと思います。

委員の皆様は着座のままで結構でございますので、よろしくお願ひいたします。

まずは、公益を代表する委員といたしまして、■委員です。■委員です。■委員です。

次に、労働者を代表する委員といたしまして、■委員。■委員です。■委員です。

次に、使用者を代表する委員といたしまして、■委員。■委員。■委員です。

委員の皆様におかれましては、本年度の審議につきまして、よろしくお願ひいたします。

資料3にございますが、こちらは事務局名簿でございます。

ご覧のとおりでございます。よろしくお願ひいたします。

次に部会長、部会長代理の選出に進ませていただきます。

部会長及び部会長代理につきましては、最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条により、公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとなっております。

慣例によりますと、まず公益委員で互選していただき、その後に労使の委員の皆様にお諮りするという方法が採られております

	が、今回もその方法でよろしいでしょうか。
	【異議なし】
事務局	<p>ありがとうございます。 公益委員から、事前に互選されました結果をいただいておりますので、発表させていただきます。</p> <p>部会長には、■ 委員、部会長代理には ■ 委員をそれぞれ選出するとのことでございます。</p> <p>労使の委員の皆様にお諮りいたしますが、よろしいでしょうか。</p>
	【異議なし】
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、全会一致で選任されましたことを確認させていただきます。</p> <p>それでは、部会長になられました ■ 委員、部会長代理になられました ■ 委員から、それぞれご挨拶をいただきたく存じます。</p> <p>最初に、 ■ 委員から、お願ひいたします。</p>
部会長	<p>部会長にご選出いただきました ■ でございます。</p> <p>特定最低賃金の趣旨に鑑みまして、適切かつ円滑な議事運営に努めたく存じます。ご協力の程、よろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、 ■ 委員にお願いいたします。</p>
部会長代理	<p>はい。ただいま、部会長代理にご選任いただきました ■ でございます。</p> <p>部会長を補佐して、円滑な審議に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>ご挨拶どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、これから議事進行につきましては、 ■ 部会長にお願いしたいと思います。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>それでは会議次第に従いまして、議事に入らせさせていただきます。</p> <p>最初に、議題の（1）特定最低賃金専門部会運営規程について、</p>

	事務局からご説明をお願いいたします。
事務局	<p>はい。特定最低賃金専門部会運営規程について、ご説明させていただきます。</p> <p>資料4をご覧いただきたいと思います。</p> <p>この運営規程は、目的、構成、会議の招集、会議の議事、議事録及び議事要旨、審議会への報告等を規定したものでございまして、4業種の専門部会共通のものとなっております。</p> <p>令和3年度に一部改正が行われております。主な改正といたしましては、第5条第1項で、部会長が必要と認めるときはテレビ会議システムを利用した会議への出席も可能とするとしたことや、第8条第1項で、議事録への署名を廃止したことなどでございます。そのため、議事録に署名をいただくかわりに、事務局で作成した議事録を委員の皆様にメールでお示ししてご確認をいただくこととしております。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>はい。ただいま事務局から、特定最低賃金専門部会運営規程についてご説明がございました。</p> <p>これにつきまして、ご意見、ご質問等ありましたらお願ひいたします。</p>
	【特になし】
部会長	<p>特にご意見等はないようですので、次の議題に移らせていただきます。</p> <p>次に、(2)令和4年度の特定最低賃金専門部会の運営について、事務局の方からご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。2点ほどございます。</p> <p>まず、1点目の説明でございますが、資料4の、特定最低賃金専門部会運営規程を再びご覧いただきたいと思います。</p> <p>専門部会の会議の公開・非公開につきまして、ご説明いたします。</p> <p>専門部会の会議は、専門部会運営規程第7条第1項のただし書き以降にございます、「公開することにより、率直な意見の交換等が不当に損なわれる恐れがある」等に該当するとして、例年第1回目より非公開となっております。</p> <p>本年度は、6月30日の審議会におきまして、専門部会の会議の公開・非公開についてご議論をいただきました結果、「当初から専</p>

	<p>門部会を非公開とすべきである」との意向が示されております。</p> <p>この審議会の意向も参考にしていただき、本専門部会の会議の公開・非公開について、ご審議をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ただいまの事務局のご説明のように、本専門部会は例年、第1回目の会議から非公開としているところです。</p> <p>これに対し、専門部会の公開の要請等もあったことから、今年も審議会で議論いたしました結果、「当初から専門部会を非公開とすべきである」との意向が示されました。</p> <p>部会長としては、審議会の意向も参考にしつつ総合判断いたしまして、本専門部会の会議は、第1回目から非公開とすることが適当と考えております。</p> <p>ご意見等ありましたら、お願いいいたします。</p>
	<p>【異議なし】</p>
部会長	<p>それでは、ご賛同いただいたものと理解いたしました。</p> <p>本年度も第1回目会議から非公開といたします。</p> <p>続きまして、事務局からご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。2点目でございます。</p> <p>2点目は、専門部会の議事録及び会議資料の公開・非公開について、ご説明いたします。</p> <p>運営規程第8条第2項では、議事録及び会議の資料は、会議同様原則公開であるものの、ただし書き以降に、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合等には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができます。</p> <p>令和2年度より、専門部会の議事録と会議の資料は、委員の個人責任を発言ごとに問われる恐れを排除し、かつ、審議の透明性を確保することを前提に、発言した委員の個人名は議事録には記載せず、部会長、公益委員、使用者委員、労働者委員などと記載することとして、また、各専門部会の最後に、一部非公開とすべき発言や会議の資料の有無を確認したうえで、原則公開とさせていただいております。</p> <p>加えて、当時の専門部会のご了解をいただきまして、議事録や資料につきましては、労働局ホームページにも掲載させていただいております。</p>

	<p>本年度の議事録や資料の公開・非公開の取り扱いにつきましても、ご審議をお願いしたいと思います。</p> <p>なお、議事録を非公開とした場合でありましても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求に対しましては、これらの法律に規定された不開示情報を除き、開示されることとなります。ご承知おきいただきたいと思います。</p> <p>2点目は以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ただいまの事務局のご説明のとおり、会議の議事録等は、令和2年度より原則公開しています。</p> <p>加えて、労働局ホームページへの掲載もしております。</p> <p>本年度も、会議の議事録等については、各会議の最後に、非公開とすべき発言や資料の有無を確認し、非公開とすべきと判断された発言や資料を除き、労働局ホームページへの掲載を含め公開したいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
	<p>【異議なし】</p>
部会長	<p>特にご異議ないようですので、本年度も会議の議事録及び資料は、公開といたします。</p> <p>重要ですので、もう一度公開の方法を整理いたします。</p> <p>議事録には、発言者の個人名は記載せず、部会長、公益委員、使用者委員、労働者委員などと記載することといたします。</p> <p>事務局にお願いしている資料も公開を基本といたしますが、審議過程において、各委員が独自に準備した資料があった場合には、その資料やその内容については非公開を基本としつつ、その都度、公開・非公開を判断することといたします。</p> <p>また、このように委員が知り得た具体的な個別情報を提示しながら発言するようなことがあった場合には、議事録においても、その内容に関する発言部分は非公開を基本としつつ、その都度、専門部会で協議の上、公開・非公開を適切に判断することといたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
	<p>【異議なし】</p>
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>この他に、運営規程について何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p>

	【特になし】
部会長	<p>特にないようですので、運営規程については、このようにしたいと思います。</p> <p>次に、議題（3）特定最低賃金改正決定の諮問について、事務局の方からご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。特定最低賃金改正決定の諮問の経過報告をご説明する前に、特定最低賃金の制度、改正決定の仕組みについて、簡単にご説明させていただきます。</p> <p>資料5をご覧いただきたいと思います。</p> <p>特定最低賃金は、特定の産業に設定される最低賃金で、その役割は、地域別最低賃金につきましては、すべての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットであることに対しまして、特定最低賃金は企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するものとなっております。</p> <p>決定方式につきましては、地域別最低賃金は行政機関に決定を義務付けしていることに対しまして、特定最低賃金は関係労使の申出により改正等されることとなっております。</p> <p>昨年度末現在、全国で設定されております特定最低賃金の件数ですが 227 件、その適用使用者数は約 9 万 4 千人、適用労働者数は約 297 万人となっております。</p> <p>それでは、特定最低賃金改正決定の諮問についての経過を、ご報告をさせていただきます。</p> <p>資料6をご覧いただきたいと思います。</p> <p>こちら、特定最低賃金改正決定の申出一覧表でございます。4 業種の申出がございまして、それをまとめたものでございます。</p> <p>次に資料7をご覧いただきたいと思います。</p> <p>その申出がなされた、申出書の写しでございます。4 業種分の申出書が添付されております。</p> <p>こちらの申出によりまして、8月1日の審議会におきまして、労働局長が特定最低賃金の改正決定の必要性の有無についての諮問を行いまして、これを受けてご審議をいただいた結果、8月12日に改正決定の「必要性有り」との答申がなされました。</p> <p>そこで同日、労働局長から審議会長に改正決定の諮問をさせていただいたところでございます。資料8に、その諮問文の写しを添付してございます。</p> <p>更に、同日の審議会におきまして、特定最低賃金4業種ごとに専門部会を設置することを決議いただいております。</p>

	<p>またこれら4業種について、最低賃金法第25条第5項の規定により、関係労働者及び使用者の意見聴取に関する公示を8月12日に行っておりますが、すべての業種におきまして意見書の申出や意見書の提出の方はございませんでした。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から特定最低賃金の仕組みと、改正決定の諮問についての経過説明がありました。</p> <p>これらについて、ご質問等がありましたらお願ひいたします。</p>
	<p>【特になし】</p>
部会長	<p>ご質問等ないようですので、次に進ませていただきます。</p> <p>次に議題の(4)、最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について、事務局からご説明をお願ひいたします。</p>
事務局	<p>はい。資料10をご覧いただきたいと思います。</p> <p>最低賃金審議会令の抜粋といたしまして、第6条第5項と第7項が記載されてございます。</p> <p>第6条第5項では、専門部会で、全会一致で議決がなされた場合には、その決議をもって審議会の決議とするとできるとされています。</p> <p>8月12日の審議会では、この規程の取り扱いを適用することを議決いただいておりますので、ご報告いたします。</p> <p>また、同条第7項でございますけれども、「専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする」とされておりますが、特定最低賃金に係る異議の申出がなかった場合には、運営規程第10条の規定によりまして、専門部会は廃止されることとなります。</p> <p>いずれにいたしましても、廃止に伴う専門部会の委員の皆様への解任通知文書は省略させていただきたいと存じておりますので、ご了解いただきますようよろしくお願ひいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。事務局からのご説明のとおり、本専門部会は最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し、本専門部会の議決が全会一致で行われた場合に限り、本専門部会の決議が審議会の決議となります。よろしくお願ひいたします。</p>

	<p>また、本専門部会の廃止と、廃止に伴う解任通知の省略について、説明がございました。これについてもご了解をお願いいたします。</p> <p>この他に、運営規程について、何かご意見はございますでしょうか。</p>
部会長	<p>【特になし】</p> <p>なければ、専門部会の運営規程につきましては、このようにいたしたいと思います。</p> <p>続きまして、議題の（5）特定最低賃金専門部会の審議日程について、事務局からご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。審議日程についてご説明させていただきます。まずは、資料 11 をご覧いただきたいと思います。</p> <p>資料 11 は、近年の審議状況ということで、令和元年度から令和4年度の日程まで、記載してございます。この中段以下が、特定最低賃金専門部会の日程となっております。</p> <p>資料 12 をご覧いただきたいと思いますが、委員の皆様には、この会議の日程を確保いただきまして、誠にありがとうございました。こちらの日程表のとおり会議を開催させていただきたく存じております。</p> <p>なお、会議の開催回数は、こちらの日程表とおり、本日を含めまして2回を予定しております。鉄鋼に関しましては、この表の1番上の方になりますけれども、第2回は 10月 24 日（月）9時半から、こちらの場所で開催することになっておりますので、ご了解いただきますようよろしくお願ひいたします。</p> <p>また、会議の成立するための定足数についてご説明させていただきますが、委員の皆様の3分の2以上、又は、公・労・使の各側委員の3分の1以上のご出席が必要となっております。6名以上の委員の出席、又は、公・労・使委員それぞれ1名以上が出席していただく必要がございますので、委員の皆様におかれましては、御多用のところ恐縮ではございますがご出席いただきますようよろしくお願ひいたします。</p> <p>次の資料 13 をご覧いただきたいと思います。</p> <p>こちらは、令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表でございます。参考までに、先ほど申し上げました日程表に基づいて発効日等を想定した場合でございますけれども、この表の2ページ目をご覧いただきますと、中段に1番左側の欄に 10月 28 日（金）がある段があります。これを右に見ていただくことになり</p>

	<p>ます。11月14日（月）が異議の申出締切り日、11月29日（火）が官報公示。そして、その30日後の12月29日（木）が改正額発効日となります。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。事務局から説明がございました次回会議の日程ですが、委員の皆様はいかがでしょうか。</p> <p>このとおりでよろしいでしょうか。</p>
	<b>【異議なし】</b>
部会長	<p>はい。それでは、次回の会議は、資料12の鉄鋼欄に記載のとおり、10月24日（月）午前9時30分からとさせていただきます。ご出席をよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは続いて議題の（6）、特定最低賃金額の審議について、事務局からご説明をお願ひいたします。</p>
事務局	<p>はい。ご用意いたしました資料について、ご説明いたします。審議に資する資料は4業種の専門部会共通のもので、最新の内容のものを調えさせていただいております。</p> <p>まず、資料14でございますが、過去12年間の特定最低賃金の決定状況を表にしてございます。</p> <p>資料15になりますが、こちらは特定最低賃金の北関東三県の比較表でございます。</p> <p>資料16、群馬の賃金の状況をまとめたものでございます。</p> <p>資料17は、令和3年度の特定最低賃金改正状況の表でございます。こちらは4業種分の表でございます。</p> <p>資料18ですが、こちらは令和4年度の地域別最低賃金時間額状況、全国のものですが、こちらをつけております。</p> <p>資料19ですが、令和4年度の当労働局で実施しました最低賃金に関する基礎調査結果でございます。</p> <p>資料20ですが、毎月勤労統計調査地方調査結果速報群馬県結果でございます。群馬県総務部統計課が公表しているところです。</p> <p>資料21は、群馬県金融経済概況です。日本銀行前橋支店が公表しております。</p> <p>資料22は、最近の県内経済情勢と題しました、財務省関東財務局前橋財務事務所が公表した資料でございます。</p> <p>資料23は、法人企業景気予測調査。こちらも財務省関東財務局前橋財務事務所が公表した資料でございます。</p>

	<p>資料 24 は、群馬県鉱工業指数でございまして、群馬県総務部統計課が公表しております。</p> <p>資料 25 は、消費動向調査結果でございます。内閣府経済社会総合研究所景気統計部が公表した資料でございます。</p> <p>資料 26 は、第 205 回群馬県内企業経営動向調査結果といたしまして、群馬経済研究所が公表した資料でございます。</p> <p>資料 27 は、第 189 回企業経営動向調査結果でございます。TOWA 経済レポートが公表した資料でございます。</p> <p>資料 28 は、労働市場速報でございます。</p> <p>資料は以上でございますが、資料 19 の最低賃金に関する基礎調査結果につきまして、お時間をいただきまして担当から内容をご説明させていただきます。</p>
事務局	<p>はい。それでは、当賃金室で実施いたしました、最低賃金に関する基礎調査結果につきまして、説明をさせていただきます。資料 19 をご覧になってください。</p> <p>はじめに 1 ページ目の、令和 4 年度最低賃金に関する基礎調査結果の概要について、を説明させていただきます。</p> <p>調査依頼事業所数は、1,903 件で、有効回答件数は、938 件でした。</p> <p>調査は令和 4 年 6 月分の賃金額について行いました。</p> <p>また、月給者及び日給者につきましては、時間給に換算して集計をいたしました。</p> <p>調査対象地域は群馬県全域です。</p> <p>調査対象業種及び事業所規模についてですが、表に書きだした業種を対象に、さらに網掛けした人数の事業所を対象にしています。特定最低賃金が設定されている産業を含む製造業は、100 人未満の事業所を調査対象としています。</p> <p>調査結果は、回収した調査票の労働者数を、母集団労働者数に復元をして推計したものです。したがいまして、調査結果の反映はあくまで対象とした産業、規模の母集団事業所の範囲の中に限るものとなっております。</p> <p>続きまして、3 ページをご覧ください。</p> <p>賃金統計用語である、未満率と影響率についてご説明をさせていただきます。こちらのイメージのとおりになりますが、まず未満率についてです。</p> <p>未満率とは、現行の最低賃金額を下回っている労働者の割合です。言い換えますと、法律に違反している労働者の割合ということになります。</p>

また、影響率とは、最低賃金を改正した場合、その改正後の最低賃金額を下回っている労働者の割合となります。

続いて、4ページにいきまして、鉄鋼業の今回の調査結果に基づいて説明をいたします。

はじめに未満率についてです。鉄鋼業の現行の最低賃金が946円でございますので、945円までが最低賃金未満者となります。

今回の調査結果を基に具体的計算例を申し上げますと、945円以下の累積労働者数は0人でした。これをAといいたします。

復元した合計労働者数は230人でした。これをBといいたします。

未満率の計算式は、 $A \div B \times 100$ となります。

計算いたしますと、未満率は0%となりました。

従いまして、最低賃金額を下回っていた鉄鋼業の労働者は、1人もいなかつたということになります。

4業種の特定最低賃金の調査結果を載せておりますので、資料の枚数が多くなっていますが、鉄鋼業のみの結果について、ご説明をさせていただきます。

資料8ページをご覧ください。この表は、鉄鋼業の1時間当たりの所定内賃金額ごとの労働者数を分布で表したものになります。

全体の分布を分かりやすく表したものが、右下のグラフとなります。青色の棒グラフは一般労働者、赤色の棒グラフがパート労働者の分布です。これを見ますと、グラフの右側ですが、時給970円から1,500円以上の分布が見受けられ、時給1,500円以上の分布が最も多いという結果になっております。

続いて12ページをご覧ください。こちらの表は、特定最低賃金の産業別に未満率等の賃金額の特性値について、平成30年度から今年度の推移を表したものになっております。鉄鋼業は表の1番上となっておりますが、平成30年度は、鉄鋼業の調査票の回収が1件も得ることが出来なかったため、調査結果をお示しすることができませんでした。令和元年度から、調査票の提出がございましたので、調査結果を復元することができました。

未満率の推移をグラフにした表が右側にございます。鉄鋼業は令和元年度が1.1%、令和2年度が13.4%と上昇し、令和3年度、今年度は0%となり、未満率の増減が激しくなっております。

続きまして、14ページをご覧ください。5の産業別の未満率と影響率の推移と題した表をご覧ください。平成25年度から令和4年度までの、産業別の未満率と影響率の推移の表と、線グラフになります。鉄鋼業は表の1番上、線グラフではピンク色で示されておりますが、平成25年度から平成30年度までは鉄鋼業の調査票の回収が1件も得ることができませんでしたので、調査結果をお示

しすることができませんでした。

最後に 15 ページになります。こちらの表は、最低賃金引上げ額と影響率の関係表です。引上げ額 0 円の場合から、引上げ額 34 円までの場合の影響率を表したものになっております。

以上、簡単ではございますが、基礎調査の概要について、ご説明をさせていただきました。

この調査結果が審議をする上で委員の皆様のお役に立てれば幸いと存じますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

部会長

はい。ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明につきまして、ご質問等がありましたら、お願ひいたします。

#### 【特になし】

部会長

それでは、特定最低賃金額の審議の前に、事務局から補足説明等がありましたら、お願ひいたします。

事務局

はい。ご審議をしていただく前に、2 点ほどご説明をさせていただきます。

1 点目でございますが、特定最低賃金は、意向表明の段階から関係労使の合意が基本となっております。

労使間の意思疎通を図っていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

2 点目でございます。

審議の進め方でございますが、昨年度は第 1 回目の会議におきまして、労使の委員の方々から基本的な考え方をお示しいただきました。

第 2 回目の会議では、労使それぞれから具体的な金額をご提示いただき、それらをもとにご審議いただきまして、特定最低賃金改正額が議決されております。

以上でございます。

部会長

はい。それではこの後は、以上の事務局からのご説明も参考にしつつ、審議を進めていきたいと思います。

それでは、本年度の特定最低賃金額の具体的な審議に入らせていただきます。

まず、労働者側、使用者側、それぞれのお立場から、基本的なお考えをお伺いしたいと存じます。その後は、自由にご審議をお願いいたします。

	<p>それでははじめに、労働者委員の方々から、お願ひいたします。</p> <p>■委員、お願ひいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労働者側委員の ■です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>本専門部会は、群馬県内で、鉄鋼産業にて働く仲間の労働者の最低賃金を公労使で議論し、決定する会議です。</p> <p>鉄鋼産業で働く労働者を代表して、発言をさせていただきます。</p> <p>群馬県の鉄鋼業の最低賃金は、現在 946 円となっています。</p> <p>また、群馬県の最低賃金は 10 月 8 日より改定され、過去最大の上げ幅となる 30 円の引上げで、895 円となります。</p> <p>鉄鋼業は専門性が高く、危険を伴う作業もあるため、一定期間の教育訓練や高い熟練度が必要であり、誰にでも出来る作業というものではありません。そして、巨大装置や大型資材を扱うため、重大災害になる可能性が高く、暑熱対策にも限界があるなど、作業環境は他産業と比較しても厳しいものと成らざるを得ず、就業者にかかる肉体的・精神的負荷がとても高いです。そのため、厳しい作業環境にある鉄鋼産業としては、他産業と比較して魅力的な賃金設定が必要です。</p> <p>また、グローバル競争下で、他国の鉄鋼産業と渡り合っていくためには、サプライチェーンを含めた日本鉄鋼業界の底上げが必要です。</p> <p>鉄鋼業が衰退することとなれば、日本のものづくり産業の崩壊、ひいては日本経済の破綻に繋がります。</p> <p>また、生産年齢人口が減少する中で、鉄鋼業を維持・発展させるためには、優秀な人材の確保が欠かせません。そのためには、鉄鋼産業で働く者すべてにおいて、賃金水準を向上させ、産業・企業の魅力を高めていく必要があります。</p> <p>これからも、鉄鋼産業が維持・発展していくために、また将来の鉄鋼産業を担う優秀な人材を確保し、企業・産業・地域の発展に繋げていくために、労使のイニシアティブを發揮して、鉄鋼産業にふさわしい水準を今年度も決定していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他にございますでしょうか。 ■委員、お願ひいたします。</p>
労働者委員	<p>労働者側を代表者の一人として、 ■が発言させていただきます。</p>

	<p>まず、私の在籍する製鉄業の現場における現状について、お話をさせていただきます。</p> <p>A I や自動システム化など導入が進む一方で、高温の溶鉱や鋳造に作業者が間近で対応したり、重量物に囲まれた作業環境にあります。また、整備作業等においては、狭い場所でダストやグリスまみれになりながらの作業であったり、高所で安全帯をかけながら長時間作業するなど、職場環境はまさしく、きつい・汚い・危険と 3 K が常態化している状態にあります。</p> <p>他工業においても労働災害の報告、こういった部分が回ってきております。災害発生していることが、こういった部分で私どものところにも届いております。鉄鋼業界全体として、危険リスクを伴う職場環境であります。</p> <p>一方で新規採用についてですが、求人数に対して定員割れを起こし始めており、人手不足が現実味を帯びてきております。若者とのづくりに対する魅力や関心が薄れてきているのかもしれません。</p> <p>このような実態に対して鉄鋼業の最賃については、地賃との差別化が必要かと思われます。経営の観点からは、ウクライナ事情によるエネルギー問題、物価の高騰、カーボンニュートラルへの取り組みなどから、大変厳しい時代に突入しているとは思われますが、今こそ人への投資をしっかりと実行し、鉄鋼業の発展に繋げていかなければならぬと思われます。</p> <p>何卒、ご検討の方、お願ひいたします。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、■委員、お願ひいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労側■です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>経済の好循環と持続的な成長、また日本の経済力に見合いました生活水準の実現という観点からも、すべての所得層での賃金上昇と、また企業収益向上の好循環、加えまして雇用者全体の賃金底上げを実現するためには、特定最賃の継続的な引上げが不可欠だというように考えております。</p> <p>このような考えも踏まえつつ、特定最賃は労使のイニシアティブにより設定することありますので、具体的な金額につきましては今後審議会の中で、これまで同様の信頼関係によりまして労使合意ができ、また公益の先生方にも是非ご理解いただけるよう審議を進めていかなければというように思っておりますので、是非よろしくお願ひいたします。</p>

	以上でございます。
部会長	ありがとうございました。 それでは、使用者側委員からは、いかがでしょうか。 ■委員、よろしくお願ひいたします。
使用者委員	■です。よろしくお願ひいたします。 企業側から言えることはたくさんあるのですが、今の労働側からの話にあったように、この業界は身体的な負担、あとは作業環境が厳しいという状況は、それは事実だと思いますが、企業側からすると、それに呼応するような形で、多額の投資をして、人の働きやすさ、そういうものを追求していくということで、直接的に人への投資じゃなくって、環境を改善するということで、投資がかなりかさんできております。これは、皆様方の安全を維持するということで、企業側として当然の働きだと理解しております。 あと直近の経営環境からすると、先ほどありましたようにウクライナへのロシア侵攻だとか、原材料、更にいうとエネルギーの高騰ということで、企業環境は従前にも増して悪化しております。 賃金の上昇ということで、好循環を生んでいきましょうということには一定の理解は示すということではありますが、ただ、その前提というのは、やはり企業の存続があってこそその施策だという話だと思っております。やはり、そういう近々の課題をクリアするということが第一の使命で、雇用を守るという意味でもやはりそこは譲れないところかなと思っています。 更にいうと、中期的な見方で行くと、海外との競争もさることながら、地球規模で環境の問題にも目を向けて、カーボンニュートラルとかですね。そういうところにも力を入れていかなければいけない。そういう環境を踏まえると、企業の先々の不透明感というのは、かなり厳しいものがあるということで、じゃあ人を手厚く保護するという意味で、すぐに賃上げと短絡的に考えることはいかがなものかなと思っています。 これから先就労人口が減っていくということで人手不足は避けられないという状況にある日本で、労働者側を、どうやって納得してもらえるかというのは、かなり次元の高い課題だと思っております。ただ、それを賃金だけをみて解決すべきかどうかというのは、これは労使で色々と協議をしていかなければいけない、そう理解しております。企業側の事業環境というのは、コロナも含めて益々厳しさが積み上がっているという状況を理解していただきたいと思います。

部会長	以上です。 はい。ありがとうございました。 はい。■委員、お願ひいたします。
使用者委員	では、続いて私、■から。 過去2年間の労使の交渉を振り返ると、コロナ感染症による経営への圧迫が中心に議論されてきていると思います。ただ、ここ直近の足元では、withコロナに移行して経済を回していくというのが、今の方針かなと理解しております。 ただ、厳しい経営環境はコロナ以上に今も続いているというのも私個人的には考えておりますが、円安の問題、あとは原材料の高騰、光熱費の高騰、あと輸送費の高騰ということで、会社側からしてみると、健全な経営からうまれてくる雇用の維持・雇用の継続という、重要な使命を負っています。 そうは言いながらも、現状の物価高の状況を鑑みますと、働く従業員の経済状況も厳しいことは理解をします。 よって経営環境と雇用を守るということと、健全経営の観点から、賃上げをどう捉えていくのか。バランスを非常に重視しながら、今後進めてまいりたいと思います。 以上でございます。
部会長	ありがとうございました。 では、■委員、お願ひいたします。
使用者委員	使用者側委員の■でございます。 この特定最低賃金につきましては、必要性ありの回答を出すにおいて、全会一致である必要があるということでございます。労使関係もありますから、必要性ありとお答えしたわけでありますけれども、私個人の感覚から言いますと、特定、かつては産別というのではなく、屋上屋を架す最低賃金でありますので、これは不要である、廃止すべきというのが、基本的な主張であります。ですから、今回もそのことをベースに考えていきたいと思います。また、それ以外の、先ほど来話が出ております経済環境とか、或いは鉄鋼をみると未満率0なんて、最低賃金なんかいらないのではないか、というのは個人的な思いです。 以上です。
部会長	はい。ありがとうございます。 それでは、公益委員の方から、ございますでしょうか。

	【特になし】
部会長	他にどなたでも結構ですが、ご意見はございますでしょうか。
	【特になし】
部会長	それでは、今日は十分意見が出尽くしたようでございますので、今までのご意見を踏まえて、次回の会議で具体的な金額審議を行いたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。
	【異議なし】
部会長	それではそのようにいたしたく存じます。 最後に議題（7）、その他について、事務局から何かありましたらお願ひいたします。
事務局	特にございません。
部会長	はい。委員の皆様から、何かございますでしょうか。
	【特になし】
部会長	それではご意見等ないようですので、次回の会議では、事務局から提供された資料等も十分踏まえながら、審議を行ってまいりたいと存じます。 それでは、最後に確認をいたします。 本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったかと思われますが、非公開事項はなしということで、よろしいでしょうか。
	【異議なし】
部会長	はい。それでは、非公開事項はなしと確認いたしました。ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。 これで第1回専門部会を閉会いたします。 ご審議、お疲れ様でした。